（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第二十七条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十三条の四後段」の下に「及び第二十条第七項」を加える。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　前条の規定による改正後の株式会社日本政策投資銀行法（以下この条において「新政投銀法」という。）第十条第一項において準用する新銀行法第二十条第七項の規定は、第二号施行日以後に終了する事業年度に係る新政投銀法第十条第一項において準用する新銀行法第二十条第四項の規定による公告について適用する。

（金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち金融商品取引法目次の改正規定中「第百七十一条」を「第百七十一条の二」に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三十二条　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

航空法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

法律第五十号

航空法の一部を改正する法律

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第二項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第三項中「き損しては」を「毀損しては」に改める。

第二十四条中「自家用操縦士」を「自家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第二十五条第一項及び第二十八条第一項ただし書中「自家用操縦士」の下に「、准定期運送用操縦士」を加える。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とする。

第三十三条第一項中「又は自家用操縦士」を「、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第三十四条第一項中「定期運送用操縦士」の下に「若しくは准定期運送用操縦士」を加え、「。第三十五条の二第一項において同じ」を削り、同条第二項中「その」を「機長としてその」に改め、同項第一号中「又は自家用操縦士」を「、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第三十五条第一項中「左に」を「次に」に、「ために行なう」を「ために行う」に改め、同項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に、「当該航空機」を「機長として当該航空機」に改める。

第三十五条の二第一項中「、定期運送用操縦士の資格についての技能証明」を「、定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が同項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）」に改め、同項第一号中「当該航空機を」を「機長として当該航空機を」に、「又は」を「（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が第三十四条第一項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）又は」に改め、同項第二号及び第三号中「当該航空機」を「機長として当該航空機」に改める。

第七十一条の二の次に次の見出し及び二条を加える。

（特定操縦技能の審査等）

第七十一条の三　操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であってその維持について確認することが特に必要であるもの（以下この条において「特定操縦技能」という。）を有するかどうかについて、操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。第四項及び第百三十四条において同じ。）の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行ってはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならない。

一　航空機に乗り組んで行うその操縦

二　第三十五条第一項各号又は次条第一項の操縦の練習の監督

三　第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督

2　前項の規定は、同項の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合又は国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しない。

3　第一項の認定の基準、同項の審査の方法その他同項の認定及び同項の審査に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

4　国土交通大臣は、操縦技能審査員が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該操縦技能審査員に対し、第一項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその同項の規定による認定を取り消すことができる。

第七十一条の四　前条第一項の規定は、操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者で同項の期間内に同項の規定による審査に合格していないものが当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで行う操縦の練習のために行う操縦であって、当該操縦の練習が機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（機長として当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあっては、機長として当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督）の下に行われるものについては、適用しない。

2　第三十五条第二項の規定は、前項の操縦の練習の監督を行う者について準用する。

3　第一項の指定の手続その他同項の指定に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。